

判例評釈

引渡か訴追かの義務に関する事件

（ベルギー対セネガル：国際司法裁判所、2012年7月20日判決¹）

渡 辺 豊

目次

- I はじめに
- II 事実関係及び当事者の主張
- III 判旨
- IV 解説及び検討
- V おわりに

I はじめに

チャドの元大統領であるヒセンヌ・ハブレ（Hissène Habré）氏は、その在任中に反政府勢力に対する弾圧を大規模に行い、現在も大量虐殺（ジェノサイド）を含む多くの戦争犯罪の疑いをかけられている。ハブレ氏を裁きにかけるための試みは、国内及び国際的な司法機関及び準司法機関において何度となく試みられてきた。

本件で検討の対象となる、国際司法裁判所（以下、ICJ）における事件

1 *Questions concernant l'obligation de poursuivre ou d'extrader* (Belgique c. Sénégal), arrêt, *C.I.J. Recueil 2012*, p. 422.

は拷問禁止条約（以下単に「条約」と表記することがある）上の義務違反を争点としているものの、その実ハブレ氏をベルギーに引き渡させてそこでハブレ氏を裁こうとする動きの一環であると考えることができる。従来、ICJにおける争訟はあくまでも国家間の権利義務関係を専らの対象としており、個人の権利あるいは人権に関する事件はICJの争訟にはなじまないと考えられてきた。しかしながら、近年は人権侵害を契機とした外交保護権に関する事例（ディアロ事件）に見られるように、個人に関する事例も一般国際法上の権利義務の問題として提起されるようになってきていることが指摘される²。また本件では、管轄権の基礎として拷問禁止条約の紛争解決条項が援用された。人権条約の紛争解決条項をICJにおいて援用した事例は以前にもあるが、本件はその点においても特徴があると思われる。

本稿では、ベルギーにより提起された、セネガルによる拷問禁止条約上義務違反そしてハブレ氏の身柄引渡要求に関する事件を検討し、その理論的インプリケーションを明らかにする。

II 事実関係及び判旨³

1 事実関係（paras. 15-41）

ハブレ氏は、1982年から1990年までの間チャドの大統領職にあったが、その任期中に政権による大規模な弾圧があったとされている。1990年にクーデターにより大統領職を追われたハブレ氏は、セネガルに政治亡命し、それ以降現在に至るまでセネガルに在住している。

2 *cf.* *Ahmadou Sadio Diallo* (République de Guinée c. République démocratique du Congo), fond, arrêt, *C.I.J. Recueil 2010*, p. 639.

3 特に断りのない限り、本案判決のパラグラフを文中にて引用する。

チャド大統領在任中のハブレ氏による大規模な弾圧の責任を追及する動きは、本件以外にも複数の機関によって行われている。具体的には、①セネガル国内裁判所（2000年）、②ベルギー国内裁判所（2001年）、③人種差別撤廃委員会（個人通報：2001年提起、2006年見解採択）、④AU（アフリカ連合）における議論（2005-06年）、⑤アフリカ人権裁判所（2008年提起、2009年申立却下）、⑥ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）司法裁判所（2008年提起、2010年判決）、におけるものがあった⁴。ただしいずれも紛争の完全な解決には至っていない。

2009年2月に、ベルギーはセネガルを相手取りICJに訴訟を提起し、請求訴状提出と同時に仮保全措置の指示を要請した。仮保全措置については、同年3月にICJは仮保全措置を指示すべき状況にないと判断している⁵。

2 当事者の主張

① ベルギーの請求訴状での主張（para. 12）

「ベルギーは裁判所に以下のことを判示し宣言するように求める。

裁判所は、ベルギーとセネガル間の、ハブレ氏を訴追するかベルギーに引き渡すかの義務の履行に関する紛争を認容する管轄権を有する。

ベルギーの主張は受理可能である。

セネガルは、ハブレ氏に対して実行者、共同実行者、あるいは共謀者と

4 詳細については、拙稿「アフリカ人権裁判所の設立」『法政理論』第43巻3・4号（2011年）、1-53頁を参考のこと。cf. MARONE, F.K., “La Convention contre la torture et son application au niveau national: Le cas du Sénégal dans l’affaire Hissène Habré,” in KILLANDER, M. (ed.), *International Law and domestic Human Rights litigation in Africa*, Pretoria University Press, 2010, pp. 193-204.

5 拙稿（注4）、23-30頁。玉田大「判例研究 国際司法裁判所引渡又は訴追義務の問題に関する事件（仮保全措置命令2009年5月28日）」『岡山大学法学会雑誌』第59巻1号（2009年）、198-186頁。

して申し立てられている行為（拷問の罪、人道に対する罪を含む）に関して、刑事手続を行う義務がある。

ハブレ氏を訴追しないことにより、ベルギー裁判所で上記の犯罪にを追及するため、セネガルはハブレ氏をベルギーに引渡す義務がある。

ベルギーは本請求訴状の文言を修正し追加する権利を留保する。」

② ベルギーの申述書での請求（para. 13）

「本申述書に述べた以上の理由から、ベルギーは裁判所に以下のことを判示し宣言することを求める。

1. (a) セネガルは、拷問禁止条約第5条2項に定める普遍的管轄権を行使するために必要な条項を国内法に取り入れなかったことにより、国際的義務に違反した。
- (b) ハブレ氏に対し、実行者、共同実行者あるいは共謀者として申し立てられている行為、特に拷問、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪について、刑事手続を行っていないこと、並びにこれらの刑事手続を目的としたベルギーへの引渡を行っていないことにより、セネガルは、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項、ならびに慣習国際法上の義務に違反し、違反し続けている。
- (c) セネガルは、国際的義務の違反を正当化するために財政上あるいはその他の困難を援用することができない。

2. セネガルは、以下のことにより国際違法行為を停止する義務がある。

- (a) 訴追のため、ハブレ氏に関する事態を遅滞なく権限ある当局に付託すること。
- (b) それができない場合には、ハブレ氏をベルギーに引き渡すこと。

ベルギーは、適当と考えられる場合には、裁判所規程及び規則に則りこれらの請求事項を修正・訂正する権利を留保する。」

③ セネガルの答弁書における主張（para. 13）

「本答弁書で述べた以上の理由から、セネガルは裁判所が以下のことを判示し宣言することを求める。

1. 主たる主張として、ベルギーにより提出された請求訴状の実体は、ベルギーとセネガルの間に紛争が存在しないための管轄権の欠如、及び請求訴状の受理不能を理由として、判示することができない。
2. 代替的に、セネガルは拷問禁止条約上の義務、とりわけ第6条2項及び第7条1項に基づく義務（引渡か訴追かの義務）に違反しておらず、また一般的にもいかなる慣習国際法上の義務にも違反していない。
3. 答弁書にて述べた様々な措置をとることにより、セネガルは拷問禁止条約当事国としての約束を満たしている。
4. ハブレ氏を訴追するための準備のための様々な適切な措置をとっていることで、裁判所において誓約した内容を履行している。

セネガルは、適当と考えられる場合には、裁判所規程及び規則に則りこれらの請求事項を修正・訂正する権利を留保する。」

口頭弁論でのベルギー・セネガルの主張は、それぞれの申述書及び答弁書のそれと同様であった（para. 14）。

III 判旨

1 裁判所の管轄権について

1) 紛争の存在

ベルギーは、本件の管轄権を拷問禁止条約第30条1項⁶ならびにICJ規

6 同項は、以下の通り規定する。

「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決す

程第36条2項に基づく宣言（選択条項受諾宣言⁷）に基礎づけている。他方セネガルは、いずれの基礎についても、関連する文書において定められている条件が満たされていないとして裁判所の管轄権を争っている。

裁判所は、紛争の存在に関する判断基準として、判例から以下のことを指摘している。すなわち第一に、紛争の存在を立証するためには、係争事件におけるいずれか一方の当事者の主張に対して、相手当事者によって積極的に（positively）異議が唱えられているということが示されなければならない。また第二に、紛争が存在するかどうかは、客観的に決められるべき問題である。そして第三に、紛争は形式上の問題ではなく実体上の問題であること、そして原則として紛争は請求訴状が裁判所に提出された時点で存在していなければならない（para. 46）。これらの点から、裁判所は以下の順番でこの問題を検討した。

① 拷問禁止条約第5条2項に基づく義務に関する紛争の有無について

ベルギーは当初、拷問禁止条約第5条2項に関するセネガルの義務違反を主張していた。また、ベルギーは、セネガルが2007年の法律改正により第5条2項の義務を最終的には遵守したことは認めつつも、それが時宜を得たものではなく、また条約上の他の義務の履行に関して負の帰結を生み出したと主張している（para. 47）。

セネガルは2007年まで義務を履行していなかったことは争っていないものの、同年の法律改正によって適切に義務を履行していると主張している（para. 47）。

ることができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」

7 ベルギーは同項に基づく宣言を1958年6月17日に行っている。またセネガルは同様に1985年12月2日に宣言を行っている（para. 42）。

これについて裁判所は、第5条2項の解釈・適用に関して生じていたかもしれない当事者間の紛争は、訴訟が提起された時点では終了していたと判断した。したがって、裁判所は同条に関するベルギーの主張に関して決定を行う管轄権を有していないとした。しかしながら、このことは同条により求められる措置に関連したセネガルの行為が、条約上の他の義務の履行に関して有したかもしれない帰結について検討することを妨げるものではないと述べている（para. 48）。

② 第5条2項以外の拷問禁止条約上の義務に関する紛争の有無について

ベルギーは、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項に関するセネガルの義務違反を主張している。他方セネガルは、これらに関する紛争は存在しないと主張している（para. 49）。

裁判所は、ベルギーの口上書においてハブレ氏に対して、条約上の「引渡か訴追か（*aut dedere aut judicare*）」の義務の遵守を求めていることを指摘している。ベルギーの口上書や請求訴状においては、ハブレ氏のベルギーへの引渡が強調されているものの、訴答書面ではハブレ氏を訴追する義務についても強調している。また、口上書のやり取りでセネガルは、条約上の義務を履行していると争っている。裁判所はこれらのことから、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項に関する義務については相手当事者による積極的な異議がなされており、請求訴状の提出時点においてこの点については紛争が存在しており、現在に至るまで存在していると認定する（para. 52）。

③ 慣習国際法上の義務に関する紛争の有無について

ベルギーの請求訴状では、セネガルが、人道に対する罪（後にこれは戦争犯罪及びジェノサイドを含む）に関してハブレ氏に対する刑事手続を行う、慣習法上の義務に反していることを裁判所が宣言することを求めている。セネガルは、当事者間において紛争が生じていないとして、この点を

争っている（para. 53）。

ベルギーが、ハブレ氏の引き渡しを求めセネガルに送付した逮捕状では、国際人道法、拷問、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、殺人及びその他の罪の違反に言及しているものの、これにはセネガルがハブレ氏を引き渡さない場合に、管轄権を行使する国際法上の義務があるとは明示も黙示もされていない。裁判所にとって重要なのは、請求訴状が提出された時点において、ハブレ氏に帰せられる上記の罪についてセネガルが措置をとる国際法上の義務についての紛争が存在しているかどうかである。裁判所によると、そのような紛争は存在しておらず、義務の淵源として口上書のやり取りにおいて指摘されているのは慣習法ではなく拷問禁止条約である（para. 54）。

以上のことから裁判所は、慣習国際法上の義務違反に関する当事者間の紛争は存在していないと判断した（para. 55）。

以上のことから、裁判所は拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の解釈・適用に関する紛争に関して、管轄権の法的基礎を有しているかを検討する。

2) 管轄権に関する他の条件

上述のように、裁判所は拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の解釈・適用に関する紛争の存在を認定したが、次に管轄権の基礎として主張されている拷問禁止条約第30条に定める手続的要件を本件が満たしているかが問題となる。拷問禁止条約第30条の文言では、2つの条件が求められている。第一に、紛争が交渉によって解決することができないということであり、第二に仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないということである。裁判所は、これらの点を逐次検討している。

① 紛争が交渉によって解決することができないか否か

この点の判断基準として裁判所は、「紛争の当事者による、他の当事者との交渉を行うという真摯な試み」があるかどうかを確認することであると述べる。そしてこの条件は、交渉の失敗あるいは交渉が行き詰まりを見せた場合に満たされるという。このことが意味するは、解決に至る理論上の不可能性の問題ではなく、さらなる交渉により紛争の解決に至る合理的可能性がないということである（para. 57）。本件においては、両国の間に口上書のやりとり及び会談が複数回設けられており、そこではベルギーが拷問禁止条約第30条の条件下で行動していることが明確に示されている。セネガルはかかる説明に反論をしておらず、これらのことから上記やりとりが拷問禁止条約にいう「交渉」の性格を有していると判断している。また、これらの交渉によっても当事国の立場は変わっておらず、交渉によっても紛争が解決されず、また解決できなかったという事実があると認定している（paras. 58-59）。よって裁判所は、拷問禁止条約第30条の条件の一つである、紛争が交渉によって解決することができないという条件は満たされていると判断した。

② 仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないと判断できるか否か

ベルギーの口上書では、複数回にわたり拷問禁止条約第30条に基づく仲裁手続について言及がなされているが、仲裁に訴えることについての直接的な言及がなされたのは、2006年6月20日の口上書においてである（ただし当該口上書をセネガルは受け取っていないと主張している）⁸。同様に、

8 この点は、仮保全措置命令においても同様に認められている（*Questions concernant l'obligation de poursuivre ou d'extrader* (Belgique c. Sénégal), mesures conservatoires, ordonnance du 28 mai 2009, *C.I.J. Recueil 2009*, p. 150, para. 52)。

2007年5月8日の口上書でもベルギーは仲裁を構成する希望を表明しているが、セネガルはこれにも応答していない（para. 60）。その後ベルギーは本件に関する問題を仲裁に付託することや仲裁の構成などについて詳細な提案を行っていない。しかしながら裁判所によれば、このことは拷問禁止条約第30条の「仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない」という要件を満たさないということにはならないという。同様の事例（コンゴ軍事活動事件）にもあるように、仲裁に関する提案に対して何らの応答がないことによってもこの要件は満たされるとし、本件もそれに該当すると述べている（para. 61）。また、上述の仲裁に関する提案から2年以上経って本件がICJに提起されていることも併せて、裁判所は拷問禁止条約第30条の条件を満たし（para. 62）、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の解釈に関する紛争を認容する管轄権を有すると判断した。また、拷問禁止条約についての管轄権が肯定されたことから、ICJ規程第36条2項に基づく管轄権の有無については判断する必要がないとした（para. 63）。

2 ベルギーの請求の受理可能性

次に裁判所は、セネガルが主張する受理可能性の問題を検討した。セネガルは、ベルギーがセネガルに対してハブレ氏の引渡を求めうる立場にない主張している。その理由として、セネガルは被害者は申し立てられている事実が生じた時点で、ベルギー国籍ではなかったことを理由にしている（para. 64）。それに対しベルギーはこの点を争わず、口頭弁論で拷問禁止条約第5条に基づく「特別の地位」により、管轄権を行使し引渡を求め権利を有していることを主張し、また拷問禁止条約締約国は、関連する義務の履行を主張する権利を有し、義務の不履行に起因する責任を追及することができることを主張した（para. 65）。

裁判所は、かかる見解の相違がベルギーの原告適格（standing）の問題であり、ベルギーが主張の基礎としている根拠が、①拷問禁止条約締約国

としての地位、②特別な利益の存在、の二点にあると指摘する（para. 66）。このことから、裁判所はまず拷問禁止条約締約国となることで、当該締約国は他の締約国による条約上の義務違反の停止を求める権利があるかどうかを検討する（para. 66）。

裁判所によれば、拷問禁止条約の趣旨及び目的は前文にあるとおり「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を無くすための世界各地における努力を一層効果的なものとする」とである。条約締約国は共有された価値により、拷問行為が防止され、それが生じた場合には実行者が不処罰を享受することがないことを確保する共通利益を有している。他のすべての国家は当該国家の領域内に拷問の実行者が存在している場合には、条約上の義務の履行に関しての共通利益を有している。この共通利益は、条約上の義務は条約の全ての締約国に対して負っている義務であるということを暗に示しており、すべての締約国が権利の保護の法的利益を有しているという意味で *obligation erga omnes partes* である。この意味において、拷問禁止条約の関連規定はジェノサイド条約との共通性がある（para. 68）。ゆえに裁判所によれば拷問禁止条約の下では、条約当事国のそれぞれが他の当事国による違反の停止について要求を行う権利があるという（para. 69）。もしこの場合に特別な利益が必要となれば、多くの事例においていかなる国もそのような請求ができなくなり、共通利益を実現できなくなる。このことから、ベルギーは条約当事国として、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の義務違反による責任を追及する原告適格を有していると裁判所は判断した。

また上述の結果として、②については判断する必要がないとした（para. 70）。

3 拷問禁止条約上の義務違反に関する主張

ベルギーは請求訴状において、セネガルがハブレ氏に対する刑事手続を

行う義務があり、それができない場合にはハブレ氏をベルギーに引き渡す義務があると裁判所が判示し宣言するように求めている。ベルギーは最終陳述において、セネガルがハブレ氏を引き渡さない限り彼に対する刑事手続を行っていないことにより拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項に違反し違反し続けていると裁判所が判示し宣言することを求めている。ベルギーは拷問禁止条約第5条2項、第6条2項及び第7条1項が密接に関連しており、それぞれが条約の目的を達成するために段階的に必要な措置であると主張している（paras. 71-72）。

他方セネガルは、拷問禁止条約上の義務に違反していないと主張する。セネガルによれば、引渡か訴追か（*aut dedere aut judicare*）の義務は拷問禁止条約において一連の行為に分類されており、そのそれぞれについて違反はないと主張している。まず、ハブレ氏を引き渡さずに訴追することにしたこと、2007年に憲法及び法律の改正によって条約第5条の義務を満たしたこと、さらに条約第6条の義務及びAUの下で検討されかつ条約第7条の訴追の義務を満たすための最初の段階となるハブレ氏に対する裁判の準備のため、ハブレ氏の行動の自由を制限していることなどを挙げている。また、セネガルは条約上の義務を履行するための措置について、締約国が広範な裁量を有していることから、ベルギーは条約上の義務を果たす具体的な措置を指示することができないと主張する（para. 73）。

裁判所は上述の通り、拷問禁止条約第5条2項に関する紛争が存在しないことを理由に、同条に基づく管轄権は存在しないと判断したが、当該条項における義務は、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項に定める一連の事件には関連すると指摘する（para. 74）。これに基づき、第5条2項に定める国内立法について述べている。裁判所によれば、拷問行為を犯罪化しそれに対する管轄権を設定することは、予防的・抑止的な性質を有する。このことにより、拷問行為の実行者の不処罰の危険を撤廃することになる。

裁判所によれば、セネガルは2007年に憲法及び刑事法の改正により普

遍管轄権を導入したが、それまではそのようなことをしていなかったことにより、セネガルは当該事件の訴追を遅らせた（para. 76）。このことは、2000年にセネガル国内裁判所が管轄権がないことを理由にハブレ氏に対する告発を却下したことに現れている。このことは、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の義務の履行にも影響を与えるとして、裁判所は順次それぞれの条項における義務違反の有無を検討する（paras. 77-78）。

1) 拷問禁止条約第6条2項の義務違反について

ベルギーは、セネガルが拷問禁止条約第6条2項における義務を負っており、容疑者が存在する国は証拠を集めるために実効的な措置をとるべきであると主張し、セネガルがかかる措置をとっていないことから条約第6条2項に違反していると主張する。また、同条の義務の性質は事例によって異なるものの、事件に関連する国は調査の事実を知らされるべきであるにも関わらず、セネガルからかかる情報がないことを指摘している（paras. 80-81）。他方セネガルは、同条に基づく予備調査は必ずしも訴追に結びつくものではないこと、また当該義務は手段の義務であることから、セネガルはそれを満たしていると主張する（para. 82）。

裁判所は、拷問禁止条約第6条2項にいう予備調査は、拷問行為を行ったとされる容疑者の関与の可能性に関する、事実及び証拠の蒐集であり、同条に定める義務の履行のためには、この点においてチャド当局及び本件において申立がなされている他の国との協力が求められるべきだったと指摘する（para. 83）。また、調査の結果として関連資料にはハブレ氏に対する調査を行ったと言えるようなものがないこと、またセネガルが行った立法上の改革及びハブレ氏本人に対して行ったとされる、身元の確認と罪状についてハブレ氏に告げたとされる面会だけでは、罪状についての調査がないことから十分ではないと指摘する（para. 85）。

同条に定める予備調査を行うに際し、どのようにそれを行うかについては国家の側に委ねられているものの、裁判所によれば条約は調査が行われ

るための措置が、容疑者が自国領域内にいると分かった時点で速やかに行われることを求めており、本件においては事実関係の確認が、最初にセネガル国内で申立が行われた2000年の時点では必要であったと述べる（para. 86）。また、セネガル国内法の改正後の2008年にも同様の申立がなされているが、裁判所に提出された資料ではこの時点でも調査が行われたとするものではなく、セネガル自身もECOWAS司法裁判所の手続においてそのように認めている（para. 87）。以上のことから、遅くとも2000年の時点で、自国領域内にいるハブレ氏について容疑があるにも関わらず迅速な予備調査を行わなかったことが認められ、拷問禁止条約第6条2項に違反していると判断した（para. 88）。

2) 拷問禁止条約第7条1項の義務違反について

裁判所によれば、拷問禁止条約第7条1項は1970年のハーグ条約（航空機不法奪取防止条約）にある同一の規定をモデルとしている。そこでは国内の司法の独立を尊重しつつ、締約国に刑事手続を開始するかどうかの決定を委ねている。すなわち、権限ある当局は、訴追するかどうかを、証拠と関連する刑事手続規則に照らして判断する責任があるとされる（para. 90）。同条の義務に関するいくつかの点において、当事者間の相違があるため裁判所はこれらの点について順次判断を行っている。

① 拷問禁止条約第7条1項の義務の性質と意味

ベルギーは、引渡請求に関係なく訴追の義務があること、また引渡をしない場合でも訴追の義務は影響を受けないことがないと主張した（para. 92）。他方セネガルは、ハブレ氏を訴追する義務はあることを認めつつ、ベルギーに引き渡す義務まではないと主張している（para. 93）。裁判所はこの点について、拷問禁止条約第7条1項の義務は引渡請求の有無に関係なく、訴追をする義務であること、「引渡」と「訴追」は代替可能な同等の義務ではなく、引渡請求の有無にかかわらず、事件を付託する義務があ

ることを示した。すなわち、引渡は選択の余地があるが訴追は条約上の義務であり、後者の方がウエイトが重いと判断した（paras. 94-95）。

② 拷問禁止条約の義務の時間的射程

ここでの問題は二点に分けられる。第一に、セネガルについて条約発効前の事態に拷問禁止条約の適用があるかどうかである（セネガルの発効日は1987年6月26日）。この点についてベルギーは、問題となっている拷問行為は条約発効前のことであるが、義務違反は発効後のことであり、条約第7条1項の手続的義務は、条約発効前の拷問行為にも適用されると主張した。なお、セネガルはこの点については否定していない。

これについて裁判所は、拷問禁止規範は強行規範であるものの、条約に定める拷問行為の実行者を訴追する義務は拷問禁止条約上のそれであることから、拷問禁止条約発効後に生じた事態のみが対象となるとした。このことは、ウィーン条約法条約第28条の規定及び拷問禁止条約の起草過程で同条約第4条の管轄を発効後にまで広げる意図が確認できないこと、また拷問禁止委員会の個人通報の事例からもこのことが確認できるとする⁹（paras. 99-101）。ゆえに、拷問禁止条約発効前の行為については拷問禁止条約第7条1項の義務は適用されない。しかしながら、拷問禁止条約発効後の行為についての申立も多数あること、またセネガルにおいて発効前の事態について訴追を提起することはこれによって妨げられないことを裁判所は指摘している（para. 102）。

第二に、ベルギーについての条約発効前の事態に拷問禁止条約の適用があるかどうかである（ベルギーの発効日は1999年6月25日）。これについてベルギーは、同国が拷問禁止条約当事国となった後も、セネガルは訴追の義務に拘束されていたことから、発効後に生じている違反については、

9 ただし裁判所は、ハブレ氏に関する拷問禁止条約個人通報では当事者がこの点を議論しておらず委員会もこの点を考慮していないと指摘している。

その責任を追及する権利があると主張した（para. 103）。これに対してセネガルは、同条に基づく義務違反の主張ができるのは、被害国のみであるとして、ベルギーの発効前の行為について、被害国の地位にないことを理由としてベルギーにかかる権利がないと主張した（para. 104）。

裁判所は、ベルギーが拷問禁止条約当事国となったことにより、条約第7条1項の義務の遵守を求める権利があると判断した。本件においてベルギーが追及している責任は、2000年以降のものであり、このことからベルギーは条約に基づく責任の追及ができると判断した。また以上の枠組は第6条2項に関する議論においても同様であるとしている（paras. 104-105）。

③ 拷問禁止条約第7条1項の義務の実行

ベルギーは、拷問禁止条約第7条1項に定める訴追の義務の実行のための時間的枠組は、個々の事例の状況により異なるものの、無期限に履行を遅らせることはできないと主張し、財政上の問題やAUへの付託によっても、拷問禁止条約上の義務を免れ得るものではないと主張した。また、ECOWAS司法裁判所判決も、拷問禁止条約上の義務に影響を与えるものではないと主張している（paras. 106-108）。

他方セネガルは、拷問禁止条約第7条1項の義務を遵守する意図があることを主張し、上述のような理由により条約上の義務を免れることを正当化しようとしたことはないと述べている（paras. 109-110）。

裁判所は、財政上の問題が手続を開始できないことの正当化事由とはならないこと、AUへの付託も条約上の義務の不遵守を正当化できないことを指摘し、かつ2000年のセネガル国内での申立に対する却下も、国内法を理由として国際的な義務の履行を正当化できないとするウィーン条約法条約第27条により正当化できないと述べた。また、拷問禁止条約第7条1項には時間的枠組について定めがないものの、その文言から合理的期間内に条約上の趣旨目的と両立するように行われなければならないことは含意

されているとして、2000年以降セネガルは同条の義務に違反し、また違反し続けていると認定した（paras. 111-117）。

4 法的救済

ベルギーの主張は、第一にセネガルの拷問禁止条約上の義務違反を認定すること、そして第二に当該条約上の義務違反である国際違法行為の中止であった。裁判所は前述の通り拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の違反を認定した。そこで拷問禁止条約の趣旨目的である拷問行為の実行者が処罰されないことを防止することに鑑み、セネガルには国際違法行為による国際責任が生じ、その内容は第一に当該国際違法行為の中止、そして第二にハブレ氏を引き渡さない場合には、訴追のための必要な措置をとる義務があると述べている（paras. 118-121）。

5 判決主文（para. 122）

以上のことから裁判所は、

- (1) 全員一致で、ベルギーが2009年2月19日に裁判所に提出した請求訴状による、1984年12月10日の拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する国際連合条約の第6条2項及び第7条1項の解釈及び適用に関する紛争を認容する管轄権を有すると認定する。
- (2) 14対2で、セネガルにより行われたとされる慣習国際法に基づく義務の違反に関する、ベルギーの主張を認容する管轄権を有しないと認定する。（反対：Abraham裁判官、Sur特任裁判官）
- (3) 14対2で、1984年12月10日の拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する国際連合条約の第6条2項及び第7条1項に基づくベルギーの主張は受理可能であると認定する。（反対：Xue裁判官、Sur特任裁判官）

- (4) 14対2で、セネガルはヒセンヌ・ハブレ氏により行われたとされる犯罪に関する事実の予備調査を迅速に行わなかったことにより、1984年12月10日の拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する国際連合条約の第6条2項に違反していると認定する。（反対：Yusuf裁判官、Xue裁判官）
- (5) 14対2で、セネガルはヒセンヌ・ハブレ氏を訴追の目的のため権限ある当局に事件を付託しなかったことにより、1984年12月10日の拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は処罰に関する国際連合条約の第7条1項に違反していると認定する。（反対：Xue裁判官、Sur特任裁判官）
- (6) 全員一致で、セネガルは、ハブレ氏を引き渡さないのであれば、遅滞なく同氏の事件を、訴追のため権限ある機関に付託しなければならないと認定する。

IV 解説及び検討

1 管轄権の基礎としての拷問禁止条約

本件において管轄権の根拠となったのが、拷問禁止条約第30条である。人権条約における紛争解決条項は、人種差別撤廃条約（第22条）及び女性差別撤廃条約（第29条）にも類似の規定が見られるが、いずれも航空機不法奪取防止条約（第12条）や人質をとる行為に関する国際条約（第16条）をモデルとしている。本件で問題となるのは、①拷問禁止条約の紛争解決条項の位置づけ、及び②紛争解決条項に定める「紛争」の意味及び範囲である。以下、これらの点について、判例を概観しながら検討する。

1) 人権条約における紛争解決条項

① 紛争解決条項の位置づけ

条約の解釈又は適用に関する紛争を裁判に付すことを定める裁判条項は、二国間条約あるいは多数国間条約においてしばしば見られる¹⁰。人権条約では、上述の拷問禁止条約、女性差別撤廃条約の他、移住労働者の権利条約(第92条¹¹)及び強制失踪防止条約(第42条¹²)に同様の規定が見られる。他方で、これらの条約には条約上の履行確保措置として国家報告制度、個人通報制度及び国家通報制度が設けられている(ただし女性差別撤廃条約は国家通報制度を有さない¹³)。本件においてもSkotonikov裁判官

10 杉原高嶺『国際司法裁判制度』(有斐閣、1996年)123-124頁。石塚智佐「多数国間条約の裁判条項に基づく国際司法裁判所の管轄権 —裁判所の司法政策と当事国の訴訟戦略の連関に注目して—」『一橋法学』第11巻1号(2012年)、355-356頁。

11 同条第1項は以下の通り規定する。

「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」

12 同条第1項は以下の通り規定する。

「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決できないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」

13 女性差別撤廃条約の起草過程では、国家通報制度の議論もされたが、アメリカが人種差別撤廃条約第22条をモデルとした紛争解決条項を提案し、これに対するフランス修正案が現行の女性差別撤廃条約第29条となった(FREEMAN, M.A. et al. (eds.), *The UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : a commentary*, Oxford University Press, 2012, p. 598; 阿部浩己「第29条 紛争解決」国際女性の地位協会編

が指摘するように、本件のような条約上の義務の懈怠は、紛争解決条項ではなくて国家通報制度においてなされるべきであるとの指摘がある¹⁴。

拷問禁止条約における紛争解決条項の起草過程は、国家通報制度との関係を念頭に置いて議論されてきた。1978年のIAPL草案¹⁵では、国家通報制度ではなく義務的な紛争解決条項が提案されていた¹⁶。しかしながら、作業部会で議論が進むにつれて、自由権規約第44条をモデルとした国家通報制度が検討され、紛争解決条項との関係が議論されるようになる。1982年に国家通報制度が議論された際に、ブラジル政府代表は国家間通報で対象となりうる事項は、条約の解釈と適用に関する紛争であり、通常の紛争解決条項で足りる旨述べている。その後も、紛争解決条項についてはウィーン条約法条約及び人種差別撤廃条約の紛争解決条項を基礎とした提案がなされている。1984年の時点では、人種差別撤廃条約紛争解決条項をモデルとし、ICJへの義務的管轄を規定していた。しかしながら、義務的管轄を嫌う諸国からの抵抗もあり、最終的にフランス代表が航空機不法奪取防止条約などをモデルとした紛争解決制度を提案し、これが現在の拷問禁止条約第30条の規定となっている。

1983年草案と、最終案との相違は2点である。第一に、1983年草案まで

集『女子差別撤廃条約注解 [訂正版]』（尚学社、1994年）、363-364頁）。つまり、女性差別撤廃条約の起草者は条約の解釈適用に関する紛争は、国家間通報ではなくてICJあるいは仲裁によって解決するという指向を有していたと考えられる（NOWAK, M. and McARTHUR, E., *The United Nations Convention Against Torture: A Commentary*, Oxford University Press, 2008, p. 862）。

14 Separate Opinion of Judge Skotnikov, paras. 15-20.

15 IAPL (International Association of Penal Law) は、パリを本部とする刑事法の国際的な学術団体であり、1978年に国連人権委員会が拷問禁止宣言に基づく条約案の起草を、インフォーマルな会期間作業部会に委託した際に、作業部会に草案を提出している（NOWAK and McARTHUR, *supra* note 13, pp. 3-4.）。

16 FREEMAN et al. *supra* note 13, p. 858.

は、ICJへの義務的管轄を規定していたが、現行の拷問禁止条約第30条2項が挿入されたことにより、締約国は署名あるいは批准時に当該条項の適用を除外する旨を宣言できることとなった（いわゆるopt out条項）¹⁷。第二に、1983年までは交渉により「解決されない（is not settled）」本条約の解釈及び適用に関する二以上の当事国間の紛争が対象となっていたが、これが交渉により「解決できない（cannot be settled）」本条約の解釈及び適用に関する二以上の当事国間の紛争と改められた。

なおベルギー（1999年6月25日）及びセネガル（1996年10月6日）双方とも個人通報及び国家通報を委員会が受理し検討する権限を認める宣言を行っている。

拷問禁止条約の紛争解決条項と国家通報制度の関係は、同様の規定を有する人種差別撤廃条約と比較することで問題点が明らかとなる。人種差別撤廃条約第22条は「この条約の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争であって、交渉又はこの条約に明示的に定められている手続によって解決されないもの」を対象としている（下線は筆者による）。同条約は第11条から第13条までで、他の締約国による義務の不履行について委員会への注意喚起及び特別調停委員会による調停手続を規定している。しかしながら拷問禁止条約第30条1項はそのような規定を有さず、同条約第21条に定める国家通報制度との関係が解釈上問題となる¹⁸。

17 第30条2項に基づく留保を行った国は27あったが、そのうち8カ国は留保を撤回し、また1カ国（東ドイツ）が締約国でなくなったことから、現時点で留保を行っている国は18カ国である（NOWAK and McARTHUR, *supra* note 13, p. 860.）。

18 拷問禁止条約の起草時に参考とされた女性差別撤廃条約の紛争解決条項（第29条）と比較すると、女性差別撤廃条約は国家通報制度を有しておらず、拷問禁止条約の起草者はこの点を見落としていたのではないかとの指摘がある（NOWAK and McARTHUR, *supra* note 13, p. 862）。なお移住労働者の権利条約及び強制失踪防止条約では、国家通報制度と紛争解決条項が並存している。

拷問禁止条約第21条に定める国家通報制度は、同条第5項に規定する通り「見解」に留まり法的拘束力を有さない。しかしながら、国家通報制度は通報を行う国と当該通報の対象となる国との間での特定の関係を求めておらず、その意味ではベルギーの主張は国家通報に近いものであったとも言える。

② 紛争解決条項における「紛争」の意味及び範囲

本件の仮保全措置申請の段階では、個別意見においても指摘されている通り「紛争」の存在が問題となった。これはセネガルの宣言などにより、紛争の対象が失われたのではないかとの議論が存在したためである¹⁹。ただし本件においては、裁判所は紛争の定義を南西アフリカ事件などを引用しつつ柔軟に解しているように思われる。すなわち、「係争事件におけるいずれか一方の当事者の主張に対して、相手当事者によって積極的に異議が唱えられているということ」、そして「裁判所への付託時において紛争が存在していること」を基準としている。本件においては、拷問禁止条約上の義務違反の有無について当事者の主張が食い違っていることから、紛争の存在を認定している。また、判例を見ると拷問禁止条約第30条に定める条件の一つである仲裁の要請についても、柔軟に解されており、これと併せて紛争及び交渉の存在を認定することはさほど難しくないように思われる²⁰。

2) ICJにおける事例

次に、本件と同様に人権条約の紛争解決条項が管轄権の基礎として援用された事例を検討し、本件との異同を確認する。ICJにおいて、過去に2件の事件において拷問禁止条約及び人種差別撤廃条約の紛争解決条項が管

19 拙稿（注3）、29-30頁。玉田「前掲論文（注5）」、187頁。

20 石塚「前掲論文（注10）」、380頁。

轄権の基礎として援用されたことがある。しかしながら、いずれの事件においてもICJは管轄権を認めておらず、本件は人権条約を管轄権の基礎としてICJが初めて認めた事例である。

① コンゴ領武力活動（コンゴ民主共和国対ルワンダ：2002年7月10日 仮保全命令、2006年2月3日管轄権・受理可能性判決）²¹

ザイル（現コンゴ民主共和国、以下「DRC」とする）領域内における武力活動について、DRCは1999年にルワンダ・ウガンダ・ブルンジをそれぞれ相手方とする訴訟をICJに提起していたが、その後訴えを取り下げていた。しかし2002年にDRCは再びルワンダを相手取り訴訟を提起した²²。本件においてDRCは様々な多数国間条約の紛争解決条項を援用したが、人権条約では人種差別撤廃条約第22条及び女性差別撤廃条約第29条を管轄権の根拠として主張した。ルワンダは拷問禁止条約の締約国ではなかったため、仮保全命令及び管轄権・受理可能性判決の双方においてもこれに基づく主張は却下された。

女性差別撤廃条約第29条に基づく主張については、仮保全命令及び管轄権・受理可能性判決の双方において、DRCはルワンダの同条約第1条の違反を主張するものの、第29条に定める要件である交渉や仲裁の要請を

21 *Activités armées sur le territoire du Congo* (nouvelle requête: 2002) (République démocratique du Congo c. Rwanda), mesures conservatoires, ordonnance du 10 juillet 2002, *C.I.J. Recueil 2002*, p. 219; compétence et recevabilité, arrêt, *C.I.J. Recueil 2006*, p. 6. 西立野園子「第29条 紛争解決条項」国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』（尚学社、2010年）、460-463頁。

22 なお本件とは別個に、DRCはウガンダに対して選択条項受諾宣言に基づく訴訟を別途提起しており、これについては2005年に本案判決が下されている。東北大学国際法研究会「コンゴ領域における軍事活動事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）国際司法裁判所本案判決（2005年12月19日）」『法学』第70巻6号（2006年）、953-967頁。

していないと裁判所は判断し、同条約に基づく主張も却下した²³。

② 人種差別撤廃条約の適用事件（グルジア対ロシア：2008年10月15日
仮保全命令、2011年4月1日先決的抗弁判決）²⁴

2008年に生じた、南オセチア及びアブハジア共和国におけるグルジアとロシアの間の武力紛争に関する事件が本件である。グルジアは、上記紛争が発生した直後にロシアを相手取りICJに訴訟を提起したが、その際に管轄権の根拠として人種差別撤廃条約第22条を援用した。

仮保全措置命令では、紛争の存在及び人種差別撤廃条約第22条に定める手続的要件（特に交渉の存在の認定）について比較的柔軟な解釈を行い、*prima facie*な管轄権を認めた。他方、先決的抗弁判決では、紛争が提訴の直前に生じたことや提訴までの間に交渉が行われていないと判断し、仮保全措置では認定していた同条約第22条が定める手続的要件を満たしていないとして、ロシアによる先決的抗弁を認容した²⁵。

これら2件の事例では、何らかの形での「紛争」が生じていたことは認められるが、当該紛争と管轄権の根拠として援用した条約との間の関連あ

23 NOWAK and McARTHUR, *supra* note 13, p. 599. なお本件では「交渉」の定義が従来の判例と比べて厳格ではないかとの批判があるが、本件においてはDRCが具体的な条文を示さずに多くの多数国間条約の紛争処理条項を援用しており、濫訴とも言えるため本件に関しては妥当であるとの評価がなされている。石塚「前掲論文（注10）」、379頁。

24 *Application de la convention internationale sur l'élimination de toutes les formes de discrimination raciale* (Géorgie c. Russie), mesures conservatoires, ordonnance du 15 octobre 2008, *C.I.J. Recueil 2008*, p. 353; Preliminary Objections, Judgment, *I.C.J. Reports 2011*, p. 70.

25 ANDREAS, M. and WEATHERALL, T., "II. International Court of Justice: Questions relating to the obligation to extradite or prosecute (Belgium v Senegal) Judgment of 20 July 2012," *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 62 (2013), pp. 753-769, at 764-765.

るいは条約が定める手続的要件の充足が問題となった。また、本件では拷問禁止条約第30条にいう「交渉」の要件が満たされていないかとの批判がある。例えばYusuf裁判官は分離意見において、提訴後も二国間での交渉が続けられていたこと、交渉による進展が見られること、交渉の内容が2009年の提訴時と2012年の判決の事件において異なることなどを指摘し、かつ拷問禁止条約第30条の文言では紛争が「解決できない」場合となっており、通常の「解決されない」場合よりもハードルが高いと考えられること、などを指摘し、同条約第30条の条件は満たされていないと主張する²⁶。また、同条約第30条における仲裁の構成に同意できなかったという要件についても、Yusuf裁判官はベルギーによる仲裁の構成に関する詳細な提案がなされていないことを捉え、この要件が満たされないと指摘している²⁷。

他方本件においては、上記2事件ほど明確に加害・被害の関係が存在していたわけではないものの、紛争の存在が広く解されかつ手続的要件も柔軟に認められており、この点に先例との相違点を見ることができる。この点は、次に検討するベルギーの請求の受理可能性の問題にも関連してくる。

2 請求の受理可能性

本件では、セネガルの義務違反を認定する前提として、ベルギーの請求の受理可能性及び当事者適格が問題となった。ベルギーは、当初自らの請求の根拠を受動的属人主義に基礎づけていたが、ハブレ氏による行為が行われたとされている時点において、被害者がベルギー国籍を有していなかった（後に、ベルギー国籍を取得した者がベルギー裁判所においてハブ

26 Separate Opinion of Judge Yusuf, paras. 2-10.

27 *Ibid.*, paras. 11-12. 同様のことは、Sur特任裁判官の反対意見でも述べられている（Opinion dissidente de M. le juge *ad hoc* Sur, paras. 14-16）。

レ氏に対する訴訟を提起する一人となっている)。そのため、ベルギーは自らの請求の根拠を拷問禁止条約の締約国であることに求め、同条約の締約国として他国の義務の履行を求めうる地位にあると主張した。仮保全措置段階においてもこの点は問題となっており、例えばSimma裁判官は口頭弁論において、ベルギーが求める引渡又は訴追の義務の履行を求める権利の性質と根拠、及びベルギーが蒙る被害の性質を明らかにするように求めている²⁸。

裁判所はそれに対して、拷問禁止条約上の義務について、すべての国が共通利益を有しており、かつすべての締約国が権利の保護の法的利益を有しているという意味で*obligation erga omnes partes*（締約国間においてすべての他の締約国に対して負う義務）であると判断した。このことから、ベルギーは条約当事国として、拷問禁止条約第6条2項及び第7条1項の義務違反による責任を追及しうる地位にあると判断した。また、これとの関連で裁判所は拷問禁止規範が強行規範（*jus cogens*）であると認定している。かかる裁判所の判断については、少数意見あるいは反対意見において多くの異論が提起されている²⁹。一見するとベルギーはセネガルの拷問禁止条約上の義務違反によって何らかの被害を蒙った被害国としての地位があるように見えない可能性があり、その場合には本件は民衆訴訟の性質を帯びることになる。そのため、ベルギーの請求が受理可能であるかどうかは本件の要石であるとも言える。この点、簡潔に検討する。

1) *obligation erga omnes partes*

拷問禁止条約上の義務が*obligation erga omnes partes*であるという考え方は、Cançado Trindade裁判官が仮保全措置判決の反対意見で展開して

28 CR 2009/9, p. 58 (Senegal, Judge Simma). 玉田「前掲論文（注5）」、193頁。

29 Dissenting Opinion of Judge Xue, paras. 12-23; Dissenting Opinion of Judge *ad hoc* Sur, paras. 26-46.

いる³⁰。また、本件の分離意見において同裁判官は、拷問禁止規範が *jus cogens* であることを根拠として同規範が *obligation erga omnes partes* であると述べている³¹。

これによれば、本件におけるベルギーとセネガルの間の関係は、対世的義務を基礎としており、条約の締約国であればどの国も、特定の国の義務の不履行について義務違反を主張しうることになる。この点については、上述の通り国家責任法でかかる議論が見られていないことや慣習法上もそのようなものが認められないことを理由として、多くの裁判官が異論を提起している。この点について最も強硬に反対しているのがXue裁判官である。それによると、第一に依拠しているバルセロナ・トラクション事件判決は、国際社会全体に対する義務と他国に対して生じている義務の区別を述べているだけであり、本判決では共通利益の存在を理由に、すべての条約締約国が履行を求めることができることになり、この点で実体法と手続法の混同が見られるという。第二に、かかる判断は国家責任法と合致しない³²。第三に、受理可能性に関する議論は条約の文言と矛盾する。拷問禁止条約第21条は国家間通報制度を設けており、これと第30条の紛争処理条項がいずれも任意的であることを併せて考えれば、*obligation erga omnes partes* でないことの証左となると述べている³³。

30 玉田「前掲論文（注5）」、193頁。

31 Separate Opinion of Judge Cançado Trindade, para. 123.

32 *cf.*, Separate Opinion of Judge Skotnikov, paras. 21-22.

33 Dissenting Opinion of Judge Xue, paras. 14-23. 同様に、拷問禁止規範が *obligation erga omnes partes* であったとしても、拷問禁止条約第7条に定める引渡か処罰かの義務がそうであるわけではないとして、判決の論理矛盾を指摘する意見も見られる（Opinion individuelle de M. le juge Abraham, para. 27）。

2) ベルギーの管轄権の根拠と裁判所の司法政策

ベルギーは、裁判所の管轄権を拷問禁止条約第30条と同時に、ICJ規程の選択条項受諾宣言にも基礎づけている。裁判所は上に見た通り、拷問禁止条約に関する「紛争」の存在を認め、かつ同条約第30条の手続的条件を満たしていることを確認したことから、選択条項受諾宣言に基づく議論は必要ないと判断している。また裁判所は仮保全措置命令においても、選択条項受諾宣言であれば *prima facie* な管轄権が容易に推定されうるにも関わらず、選択条項受諾宣言に基づく議論を行っていない。これについては、慣習国際法上の拷問禁止義務を措定してしまえば、それに基づいて他国が訴訟を提起しうる可能性もあり、これを避けたのではないかとの議論がある³⁴。その場合、拷問禁止条約の枠内で考えられていた *obligation erga omnes partes* の射程を超えることになり、真の意味での民衆訴訟を可能にしてしまう可能性が出てくる。かかる議論を避けるために、*obligation erga omnes partes* を持ち出してでもこの点の議論を避ける必要があったものと思われる。

3) 一般的利益に基づく訴訟の可能性

他方で、伝統的な国家責任法の議論に基づけば、ベルギーの主張は受理可能性を有さず、裁判所はそのように判断すべきだったとの批判がある。その最大の理由は、ベルギーが拷問禁止条約上の義務違反を追及しうる立場にない、すなわち被害国であるとの立証ができていないというものである（ただしその場合でも、拷問禁止条約の国家通報制度は適用可能であ

34 玉田「前掲論文（注5）」、192頁。

また、ベルギーはハブレ氏の行為を拷問だけではなくジェノサイドや人道に対する罪にも位置づけており、これらの罪状に基づく引渡請求は拷問禁止条約のみではなしえないことから、慣習法上の議論が必要だったのではないかとの指摘がある（Opinion individuelle de M. le juge Abraham, paras. 3, 6-20）。

る)。ただしこの場合、条約上の義務違反によって何らかの「被害」が生じることを責任追及の要件として認めてしまえば、拷問禁止条約をはじめとする人権条約では責任追及の可能性を相当に縮減させることになる。裁判所がそのような観点から判断したかは判然としないものの、そのような観点から obligation *erga omnes partes* を援用してでもかかる可能性を認めたのであれば、それは評価しうるかもしれない³⁵。ただし、かかる枠組はいわゆる民衆訴訟を許容したとも受け止められるため、この点については今後の裁判所の実行を確認していく必要があるだろう。

V おわりに

本件では、ハブレ氏の引渡及び訴追の義務に関してセネガルの拷問禁止条約上の義務違反が認定された。他方で、セネガルは様々な事情によりハブレ氏を裁く意思を示しつつもそれを行っていない。かかる状況については、欧州諸国による普遍的管轄権の主張を背景にした要求の一環と見ることもできる。すなわち、欧州諸国がアフリカ諸国の刑事司法制度に対する不信感から、特権免除を否定し普遍的管轄権の行使を容認する動きを見せているのに対して、アフリカ諸国はそれを普遍的管轄権の濫用であり、新植民地主義であると非難しているという構図である³⁶。本件においても、セネガルは1990年から今日に至るまでハブレ氏を刑事手続にかけること

35 ANDREAS, M. and WEATHERALL, T., *supra* note 25, p. 764.

36 稲角光恵「刑事司法を通じた新植民地主義 —欧州諸国の普遍的管轄権に対するアフリカの反発—」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造Ⅱ 環境、海洋、刑事、紛争、展望』（東信堂、2012年）、195-222頁。また、ICCと締約国との関係において「介入の国際法」の存在を示唆するものとして、古谷修一「国際刑事裁判システムの国際法秩序像—『介入の国際法』の顕在化—」『法律時報』85巻11号（2013年）、32-36頁。

もせず、またセネガル国内裁判所は紛争の存在を認めなかったものの2007年に憲法及び刑事法の改正を行うまで拷問等の行為に対して普遍管轄権を設定していなかった。かかる状況に対してどのような責任追及のレジームが適切なのか、本件は従来議論を踏まえつつも大胆に判断を行ったと言えよう。これが一般的利益に基づく民衆訴訟をICJが認めたと言うのは尚早であるが、かかる一般的利益は近年様々な場面において是認されつつあることにも注意が必要であろう³⁷。

本件では、引渡及び訴追に関する義務（*aut dedere aut judicare*）の性質に関する議論も重要であるが、本稿では人権条約の紛争解決条項に基づく訴訟と人権実施機関の履行確保措置との関係、あるいは受理可能性の根拠としてのobligation *erga omnes partes*を専らの検討対象とした³⁸。

なおハブレ氏に関する刑事手続は、ECOWAS司法裁判所及びAUの提言に従い、セネガル国内裁判所における特別裁判部が2013年に設立され、予審段階が進められているとのことである³⁹。

【追記】本稿脱稿後、竹内真理「訴追か引渡しかの義務事件」（杉原高嶺・酒井啓亘編『国際法基本判例50（第2版）』（三省堂、2014年）、10-13頁）に接した。

37 ただしこの点には批判がないわけではない。西村弓「国際法における個人の利益保護の多様化と外交的保護」『上智法学論集』第49巻3・4号（2006年）、25-35頁。

38 本件について、引渡か訴追かの義務の観点から検討しているものとして、熊谷卓「国際テロリズムと条約の役割—引渡または訴追の規定を中心に—」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第16号（2013年）69-72頁。

39 ANDREAS, M. and WEATHERALL, T., *supra* note 25, p. 759; Buys, C.G., “*Belgium v. Senegal*: The International Court of Justice Affirms the Obligation to Prosecute or Extradite Hissène Habré Under the Convention Against Torture,” *ASIL Insights*, Vol. 16, Issue 29, September 11, 2012, available at < <http://www.asil.org/insights/volume/16/issue/29/belgium-v-senegal-international-court-justice-affirms-obligation> > (as of 30 December 2013).